# 標準的な官職を定める政令 （平成二十一年政令第三十号）

国家公務員法第三十四条第二項の標準的な官職は、次の表の第一欄に掲げる職務の種類及び同表の第二欄に掲げる部局又は機関等に存する同表の第三欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

# 附　則

#### 第一条（施行期日）

この政令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

# 附　則（平成二一年一二月二八日政令第三一〇号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、法の施行の日（平成二十二年一月一日）から施行する。

# 附　則（平成二二年五月一九日政令第一三九号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成二十二年七月一日から施行する。

# 附　則（平成二四年九月一四日政令第二三五号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

# 附　則（平成二四年一二月一二日政令第二九七号）

この政令は、平成二十五年一月一日から施行する。

# 附　則（平成二五年九月二六日政令第二八一号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。

# 附　則（平成二六年五月二九日政令第一九五号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、法の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。

#### 第四条（処分等の効力）

この政令の施行前にこの政令による改正前のそれぞれの政令（次条において「旧政令」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この政令による改正後のそれぞれの政令（以下この条及び次条において「新政令」という。）の規定に相当の規定があるものは、別段の定めがあるものを除き、新政令の相当の規定によってしたものとみなす。

#### 第五条（命令の効力）

この政令の施行の際現に効力を有する旧政令の規定により発せられた内閣府令又は総務省令で、新政令の規定により内閣官房令で定めるべき事項を定めているものは、別段の定めがあるものを除き、この政令の施行後は、内閣官房令としての効力を有するものとする。

# 附　則（平成二六年一二月一九日政令第四〇一号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、サイバーセキュリティ基本法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十七年一月九日）から施行する。

# 附　則（平成二七年三月二五日政令第九三号）

この政令は、少年院法の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

# 附　則（平成三一年一月二三日政令第一一号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、法の施行の日から施行する。

# 附　則（平成三一年三月二九日政令第八一号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。